

ゴールデンウィークにおける集中対策について

～GWは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守りましょう～

令和3年4月23日

令和3年5月 2日改正

○対象期間：4月29日（木）～5月9日（日）

（まん延警戒警報緊急措置）

1. 県民への協力要請（法第24条第9項）

- ・行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動するよう協力要請
- ・帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加について慎重に検討すること、また、感染が拡大している地域との往来は延期、自粛、オンライン帰省を活用することなどについて協力要請
- ・まん延警戒緊急要請（休日は家庭で家族と過ごしていただくよう協力要請、マスクはきちんと、飲食時も着用していただくよう協力要請）
※県ホームページ等を活用した呼びかけなどを実施

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・飲食店に対して、営業時間の短縮の協力を再要請（令和3年4月28日～5月11日）
※時短実施状況の把握などを行うための巡回を実施
- ・観光地、集客施設周辺の飲食店に対し、感染防止対策の徹底を呼びかける見回りを実施
- ・県外から多くの観光客が見込まれる県内うどん店（約200店舗）に対し、外食業の事業継続のためのガイドラインチェックシートによる感染防止対策の再点検、及び来店者向け注意喚起の掲示について協力要請
- ・県内事業者に対して（関係団体等を通じ）、感染防止対策の徹底について協力要請
※従業員が多い県内企業、国の出先機関の長に対して個別要請
※観光施設、大規模商業施設等に対して個別要請
- ・イベント・集客施設・伝統行事の実施について、慎重な判断を求めるとともに、実施する場合は、参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などによる密集回避・感染防止策を徹底するよう協力要請
※県主催イベントや大規模な民間主催イベントに対して個別要請
- ・大規模小売店、商業施設等におけるゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等について、人数制限など、感染防止策を徹底するよう協力要請

3. 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の対応

5月3日～5月9日：臨時休園・休館する施設

- ・栗林公園
- ・さぬきこどもの国
- ・県立ミュージアム
- ・東山魁夷せとうち美術館
- ・瀬戸内海歴史民俗資料館
- ・瀬戸大橋記念館

4. その他

- ・県立学校の部活動の他校との交流（練習試合・合同練習等）（県内・県外ともに）停止（5月3日～5月9日）
- ・令和3年春の叙勲伝達式（5月6日）の中止及び憲法記念日知事表彰式（5月7日）の延期
- ・各種広報の強化